

消費生活情報紙 すはいす

令和6年1月
(2024年)

第141号



消費生活情報ラジオ

「大事な人を見守り隊！」消費生活センターお役立ち情報
平日午前8時台と午後5時台に『FMH♥T83.9MHz』にて放送中!!

公式アプリ
「FM プラブラ」



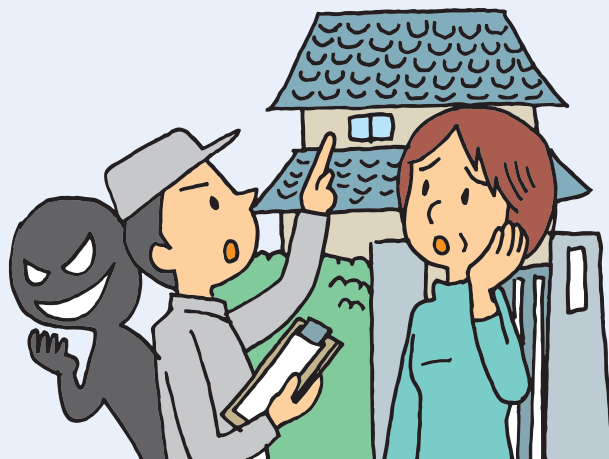
“無料”という言葉でたくみに近づき ガス給湯器の交換や、屋根・外壁・床下工事を勧める 点検商法に注意!



「ガス給湯器の点検です。」と電話があり、いつものガス業者だと思って日時を予約した。点検時に業者から「古いので交換が必要。今なら通常の半額で交換できる。」と言われたので契約した。後日、いつものガス業者に確認したら、「点検は行っていない」と言われた。点検がずさんだったこともあり、不安なため解約したい。



業者が訪ねてきて、「近隣の工事中にお宅の屋根瓦がずれているのが見えたため、無料で見てあげる。」と言われた。お願いしたところ、写真を見せられて「瓦がかなり傷んでいる。落下すると危険なため早急に補修した方がいい。」と言われ、高額な屋根の補修工事の契約を結んだ。後日、知り合いの業者に見てもらったが、「早急の工事は必要ない。見積金額もウチの倍以上だ。」と言われた。



裏面もチェック!

アドバイス

給湯器の点検を電話で案内され、点検時に交換を勧められるトラブルが急増しています。また、突然来た業者から屋根などの無料点検をもちかけられ、「このままでは大変なことになる」と不安をあおられ、工事契約をしてしまうトラブルも後を絶ちません。



ガス給湯器の交換

- ① 「ガス」「点検」と言われると、定期的に来るいつものガス業者からの連絡と思いがちですが、そうとは限りません。
- ② ガスの設備は、法律により4年に1回以上の点検や調査が義務付けられています。
- ③ ガス機器などで気になるときは、いつものガス業者、メーカー、販売店に問合せしましょう。

✔ 不審な電話は手短かにきっぱり断りましょう。消費者トラブルを防ぐには、普段から留守番電話対応にしておき、相手と直接話さないことが有効です。



契約した場合でも、クーリング・オフや取消しができる場合があります。お早めに**消費生活総合センター**にご相談ください。

屋根・外壁・床下の工事

- ① 点検するどころか屋根瓦を壊したりする悪質な例もあります。
- ② 最初の工事をきっかけに次々とほかの工事を勧めてくる場合があります。
- ③ 「今なら割り引く」と言われてもその場で契約せず、複数の業者から見積をとって十分検討しましょう。
- ④ 台風や大雪による損壊は火災保険で修理できる場合がありますが、業者任せにせず、自分で保険会社に問い合わせましょう。

✔ 不審な来訪は、対面せず、インターフォンなどで対応し、きっぱり断りましょう。

消費生活にかかわる安全・安心情報をお届け！
相模原市消費生活LINEマガジンを配信中！



LINEマガジンの登録方法

- ① 右記二次元コードを読み取り、アカウントを登録
- ② トーク画面の「受信設定」から受信する内容を選択
- ③ 「防犯」のうち「契約トラブル・悪質商法（消費生活情報）」にチェックを入れて登録



「相模原市LINE
公式アカウント」
二次元コード



メールマガジンを希望する方はこちら



相模原市
ホームページ
「相模原市消費生活
メールマガジン
新規登録方法」
二次元コード

消費生活総合センター

相談専用ダイヤル

毎日 午前9時～午後4時

☎042(775)1770

※年末年始を除く
※第2・第4金曜日は午後6時まで
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません

緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内（JR橋本駅北口イオン橋本店6F）

オンライン面談できます！

- 中央区、南区の市民相談室から可
- 相談員と対面して相談できます
- 端末操作は職員が行います

平日のみの実施です。
ご利用には事前に予約をお願いします。

まずは電話を！ ☎ 042(775)1770